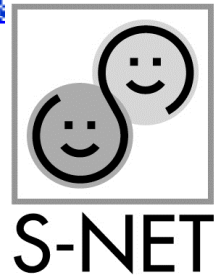


KSK湘南ふくしネットワーク オンブズマン(新聞)

広報44号

編集責任者：NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン 藤本直也
事務所：〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階
電話・FAX：0467-85-6660 直通電話090-4937-4904 定価30円
ホームページ：http://www.npo-snet.com eメール：info@npo-snet.com



「障害者差別解消法」始まる！

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）は、2016年4月1日から施行されました。この法律は、障害者権利条約を具現化するためのものです。

障害が個人に在るというこれまでの障害観を転換し、障害が、社会と環境の中に存在するという、医学モデルから社会モデルへの転換です。

医学モデルとは、障がいのある人が困難に直面するのは「その人に障がいがあるから」であり、克服するのはその人および家族の努力や責任だとする考え方であり、それに対して「社会モデル」とは、「社会こそが『障がい（障壁）』をつくっており、それを取り除くのは社会の責務」とであるという考え方です。この社会モデルを進めるために、障害者差別解消法は、国・地方公共団体等に不当な差別的取扱いをしてはならない、合理的配慮をしなければならないとされ、民間事業者に、不当な差別的取扱いをしてはならない、合理的配慮に努めなければならないとしました。

「不当な差別的扱い」とは、例えば、言語に障がいがある人が、一人で病院を受診しようとしたところ「コミュニケーションが取れない」との理由で診察を断られた。アパートの契約をする時、「火事を起こすかもしれないから」という理由で契約を拒否された。和食



東洋大学 高山 直樹

料理店で、「車いすでは畳が汚れますのでご遠慮願います」といわれた、などです。

「合理的配慮をしないこと」とは、障害者の申し出に応じて、障害の状態を考慮した変更や調整・工夫を行うことを合理的配慮といい、合理的配慮をしないと差別になります。例えば、知的に障がいがある人が役所の会議に参加した時、わかりやすく説明してくれる人や資料が必要だと伝えたが、用意してもらえなかった、などです。

障がいのない人が考える差別と障がいがある人が感じる差別に実は大きな乖離があると言えます。したがって、障害者差別解消法は、どこから差別なのか、何が求められる配慮なのかの物差しを作るための法律であるといえます。その物差しは、行政施策、社会の仕組み、あり方をその人らしく生きるための配慮がなされていくものであるといえます。また差別の物差しづくりは、まちづくり・民主主義・地域包括ケアにつながっていくものであるといえます。



法律宣伝バスのポスター

Sネットは、利用者の方々の声に耳を傾け、利用者の方々とともに、差別の物差しを作り、差別の解消のためのプラットホームになるべく、活動を展開していきます。



第16回定期総会のご報告

2016年6月18日(土)に、特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマン(Sネット)第16回定期総会を開催いたしました。

総会では、2015年度の活動報告・決算報告、2016年度の活動計画・予算計画が提案され、いずれも承認されました。

また、任期2年の理事の改選の年に当たり、14名の理事が再選され、高橋佳宏氏が任期満了に伴って退任され、新たに細川知嗣氏が選出されました。

総会の途中で開かれた臨時理事会において、理事長・副理事長は前期のまま継続することが決議されました。

以上、ご報告申し上げます。



理事長からのご挨拶

謹啓 盛夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび6月18日の総会で理事長に再任いただき、その責務を続行いたすことになりました。

昨年の私どもの活動を振り返りますと、2つの大きな出来事がありました。

1つ目は、オンブズマン活動において、湘南ふくしネットワークオンブズマン発足当初から掲げる「協働型」という理念について、施設と共有できているのかの検証を実施したことです。

具体的には、オンブズマンの受入れ側と派遣側の体制をお互いに見直し、オンブズマン活動の日は、担当オンブズマンが2名1組で施設を訪問し、その日に活動の振り返りを施設長と担当オンブズマンが必ず実施することとし、密にコミュニケーションをとるようにしました。その結果、以前より良好な関係が形成できたように感じられました。

理事・監事名簿(敬称略)

役職	氏名(住所)[各50音順]	備考
理事長	藤本 直也 (鎌倉市)	Sネット
副理事長	相川 裕 (横浜市)	Sネット
副理事長	三谷 智百合 (藤沢市)	Sネット
理事	朝倉 新 (鎌倉市)	
理事	上杉 桂子 (茅ヶ崎市)	Sネット
理事	江崎 康子 (藤沢市)	Sネット
理事	大石 剛一郎 (川崎市)	Sネット
理事	小沼 一弥 (茅ヶ崎市)	
理事	小野田 智司 (藤沢市)	Sネット
理事	小野田 潤 (茅ヶ崎市)	
理事	佐川 美智子 (茅ヶ崎市)	Sネット
理事	高橋 健一 (茅ヶ崎市)	
理事	高山 直樹 (藤沢市)	Sネット
理事	角田 郁夫 (鎌倉市)	Sネット
理事	細川 知嗣 (茅ヶ崎市)	Sネット*新任
監事	山下 和男 (横須賀市)	Sネット
任期満了に伴う退任：高橋 佳宏		

2つ目は、アウトリーチ型よりそい相談・支援事業が終了したことです。

この事業は「かながわボランティア活動基金21」の3年間の補助金事業でしたが、昨年度は最後の年となり、事業のまとめとして報告書(B5版32ページ)を提出しました。この事業では、安心して地域で生活することが難しい高齢者や障がい者に、制度にはない支援や制度にたどりつくまでの支援を行い、その人らしい主体的な暮らしを実現することを目指しました。またこうした支援の必要性を、行政や地域社会へ提言し、このような活動の重要性を明らかにすることも目的でした。3年間で総計441件の支援を行い、この事業の必要性と実効性を確信することができました。

今後も誰もが安心して、自分らしく生きることのできる地域を皆様と一緒に創っていきたいと思いますので、ご支援の程よろしくお願い致します。

(理事長 藤本 直也)

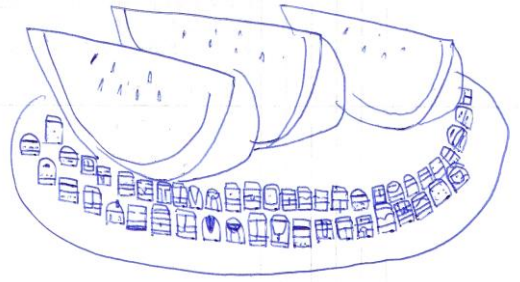


S ネットは、こんなことをしています。

◇ オンブズマン活動

毎月1回、契約施設に、2人以上のオンブズマンで訪問し、直接利用者にお会いして、お話を伺います。また、施設の中を巡回して、施設での生活や、職員が援助している様子などを見せていただいたり、説明をしていただいたりします。訪問したその日のまとめとして、施設長とオンブズマン協力員と面談をして利用者の声を届け、意見交換をして利用者の声を深めます。

右のスイカの絵は、絵を描くことが好きな利用者さんが、オンブズマンと話しながら描いてくださったものです。2人のオンブズマンとご自分の分として、3切れだったのですが、一番右の一切れと言われたオンブズマンが、「一番小さいから、〇〇さんのと換えて」など、楽しくおしゃべりをしたりしました。お皿の様子は、いろいろな特急列車の正面(顔)の絵です。



障がいのある方が、親でもない支援者でもない対等な関係の第三者とコミュニケーションを取るという経験は、自ら「合理的配慮を主張する」ということにつながっていくのではないかと思います。

◇ 法人による「成年後見制度」の後見人活動

現在「法定後見」として3名の方を受任し、複数の担当者が協力して活動しています。

当法人の後見人活動の特徴は、ご本人の意思を尊重した「身上監護」に重点を置いていることです。「身上監護」というと健康面を思い浮かべますが、私たちはご本人の趣味や、やりたいことなども検討し可能限りの支援をしています。

例として、施設で暮らしておられる高齢者の被後見人の方が、登山がご趣味だったので、定期訪問の際に山の写真をお持ちしたり、またヘルパーさんや介護タクシーを手配し、医師、看護師の許可を得た上で、湘南平までの外出を支援したこともあります。本来、後見人は同行しないのですがご一緒に、ご本人のお喜びの様子を間近に感じることができ励みとなりました。

今後も地域で共に暮らす私達は、支援を必要とする方々の「その人らしく生きる」を大切に、後見人としての活動に邁進していきます。

◇ 成年後見支援センター(茅ヶ崎市からの委託事業)

茅ヶ崎市民(在住・在勤)を対象に、成年後見制度の説明から申立書の書き方、親族後見人への支援など成年後見に関わる様々な相談をお受けしています。また、センターにいらっしやれない方には訪問相談も行っています。

センターは、月・水・金曜日(祝祭日はお休み)の10時から5時まで開所しています。

要請があれば、センター職員を講師として派遣する出前ミニ講座を開き、成年後見制度について分かりやすく事例も含めて説明します。また、講座の後、個別相談会を行うこともできます。

◇ 権利をまもる講演会・シンポジウムの開催

年1回、講演会やシンポジウムを実施して啓発活動を行っています。

◇ 権利擁護についての講師派遣

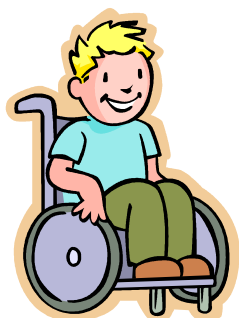
ご依頼により、講師を派遣いたします。



一人暮らしを始めて…

僕はこの春、ヘルパーさんの助けを借りながら一人暮らしを始めました。

障害者である車椅子の僕が、一人暮らしをするのは容易な事ではありません。最終的には自分で選択した事だけど、準備段階から想像以上に大変でした。事務所の選



択、相談支援員との意見交換、市が支給するヘルパー時間数についての交渉、なかなか分かってもらえない事も多く、歯痒い思いにもなりました。

一人暮らしは全ての事を自分で考え、行動しなければなりません。尚且つ、仕事をしながらの生活なので、生活に縛りが出てきてしまいます。そんな生活のちょっとした楽しみは、少ないながらも数名いる、若いヘルパーさん(自分にとっては、30代ぐらいまでの方)が来てくれる時です。ヘルパーさんはご年配の方が多く、もちろん、感謝の気持ちは忘れてはいけな

もっともっと若いヘルパーさんの育成を強く望みます。それが「障害のある方への世の中の理解」にも繋がるはずで

この暮らしの先に自分が求めている事は、良い人と出会い、結婚する事です。正直ずっとこの暮らしを続けるのは寂しいし、不安もあります。パートナーと暮らすという事が次の目標であり、今の自分の一番の願いであり、大きな夢なのです。人は誰かの支えなしでは生きてはいけないと改めて感じています。結婚したいとい

うのは家族と一緒に住んでいる時から思ってきた事ですが、一人暮らしを始めてその思いはより強くなりました。結婚という



事も障害者の僕にとっては容易な事ではないでしょう。だけど、これまでの事も自分にとっては「難しい」「できない」と思う事ばかりだったと思うので、きっと自分なら「できる」と信じています。一人暮らしを始めて自信がついた事も多々あるので、一人暮らしの継続と、この先の将来に期待しながら、これからも頑張っていきたいと思っています。

2016年6月 田尻和之

田尻さんには2015年度の権利をまもるシンポジウムにシンポジストとしてご登壇いただきました。その時に話をされていた一人暮らしが実現し、その後のご様子について手記を寄せていただきました。

賛助会員入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

- ◇賛助会員会費
- ・個人 年額 一〇 1,000円 (一〇以上)
- ・法人 年額 一〇 5,000円 (一〇以上)

- ◇ご入会の方法：郵便振替書により下記口座へ会費をお振込みください
- 郵便振替口座番号：00210-9-75496
- 口座名義人：NPO法人 Sネットワークオンブズマン

